

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第300号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕
の締結について

日程第4 議案第301号 請負契約〔上津深江港改修工事〕の締結について

日程第5 議案第302号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の締
結について

日程第6 議案第303号 請負契約〔苓北町体育センター耐震化工事〕の締結に
ついて

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。携帯電話をお持ちの方をお願いいたします。電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

-----○-----

○議長（倉田 明君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第27回苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、山本政人君、4番、大仁田藤男君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第300号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第3、議案第300号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第300号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年7月14日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、1億1,977万2,000円。4、契約の相手方、天草郡苓

北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を経る必要があるためでございます。

工事の内容についてご説明いたします。

今回の工事は志岐漁港臨港道路の一部区間になります志岐川河口に新たに架けます2号橋の下部工の工事で、橋台を2基建設するものでございます。工事関係の図面を添付しておりますので、それにより説明いたします。

次のページをお開きください。2号橋全体一般図により全体の工事概要を説明いたします。

赤色の部分が今回の工事部分です。左下の平面図をご覧ください。上の方が海側になっております。左側にA1とありますが、こちら側が紺屋町側でございます。右側のA2が浜之町側でございます。

左上の側面図をご覧ください。紺屋町側A1の橋台は、直径1.5mの場所打杭4本を深さ12m打ち込み、その上に橋台を造るものです。その後、付帯構造物としてコンクリート擁壁と消波ブロックを設置するものです。

浜之町側A2の橋台も同様に、直径1.5mの場所打杭4本を深さ8m50cm打ち込み、その上に橋台を造りまして付帯構造物としてコンクリート擁壁を設置いたします。

次のページをお開きください。A1橋台構造一般図により紺屋町側の橋台の構造をご説明いたします。

赤の部分が今回の工事部分で、青の部分はこれ以降の工事予定の部分でございます。図面上のですね、左上の正面図1-1をご覧ください。紺屋町側から見た橋台の図面でございます。図面の左側が海側となります。右側が陸側となります。橋台は、臨港道路の全幅5mの道路幅員の橋梁を建設する規模のもので、4本の杭の上に7m幅の橋台を建設するものでございます。

正面図の右の右、断面図の3-3をご覧ください。橋台を陸側から見たものでございます。図面の左側が紺屋町側の臨港道路になりまして、右側が浜之町側で橋の上部工が架かる部分でございます。

次のページをお開きください。A2橋台構造一般図により浜之町側の橋台の構造をご説明いたします。

前の図面と同様で、赤の部分が今回の工事部分で、青の部分はこれ以降の工事予定の部分でございます。図面左上の正面図1-1をご覧ください。紺屋町側から見た橋台の図面でございます。A1の橋台と同様に、4本の杭の上に7m幅の橋台を建設するものでございます。

正面図の右の右、断面図3-3をご覧ください。橋台を陸側から見たものです。図のような形状をした橋台でございます。

次のページをお開きください。A1橋台取付図は、紺屋町側の橋台に付帯する取付構造物でございます。

橋台の海側と陸側にそれぞれコンクリート擁壁を施工し、その間を巻き付けの消波ブロックを設置いたします。取付図は設置箇所と2ヶ所のコンクリート擁壁の形状をお示ししたものでございます。

次のページをお開きください。A2橋台取付図は、浜之町側の橋台に付帯する取付構造物でございます。橋台の志岐川に面する場所に護岸を兼ねるものとして、又、既設の志岐川の護岸への取り付けを施工するに当たりまして、コンクリート擁壁を施工します。取付図は、施工箇所と1ヶ所のコンクリート擁壁の形状をお示ししたものでございます。

以上、工事内容についてご説明いたしました。

なお、工期は平成27年3月20日までを予定しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、臨港道路車道幅員4mですね。これは片側1車線としてセンターラインを引くことは可能かどうか1つ。それから臨港道路の目的について確認をさせていただきたいわけですが、いわゆる白砂青松の海岸線を走る観光道路としての目的なのか、津波等の防災対策なのか、それから地域住民の日常生活の利便性を図るものなのか、その他にも何かあるのかということです。

それから橋梁部に曲線が架かっています。法線を見直して直線にした方がですね、工事費は安く上がるというふうに思いますけども、そういう経済比較はされたのかどうか。

それから、今後陸上部の拡幅は橋梁よりも比較的楽と言いますか、安易って言いますか、容易だというふうに思います。仮に道路を広げる場合はですね。ただし、橋梁部を拡幅するという事は非常に困難だろうと、不可能に近いというふうに思います。

よって、もし車道幅員4mでセンターラインが引けないということになってくれば、この橋梁部分についてはセンターラインが引けるような幅員を確保すべきではないかと思えます。

それから左岸、右岸の既設防波堤についてどのように処理するのか、具体的な説明がありませんでしたので教えてください。これは明神山側河口部、それから浜之町側の河口部ですね。

それからハイウォーターラインについてですが、4.58で図示してあります。この上流部に平和橋が架かっていますけども、この平和橋の橋の床面の高さは幾らなのか、確認しておられるのか。これは平和橋もこの前の豪雨のときにもかなり水域が上がって

おりました。その日はたまたま満潮よりも若干ずれておったので幾らかの余りがありましたけども、もし最悪のいろんな条件が、高潮だ、満潮だ、豪雨だと重なった場合ですと、非常に厳しい状況がありますので、この点、平和橋よりも下流に位置し、海に近くなり、満潮時等の影響を受けやすいと考えるが、この点は考慮されているのか。

それから現在でも、平和橋より下流ですね、浜之町それから明神山の左岸、右岸とも潮が上がってくるとかですね、大雨のときの排水がうまくいかないと不安がっておられます。

この事業の大きな計画、三会川から釜までの大きな計画は別として、この具体的な工事の中で地元住民への説明会はしなかったのか。説明会を開いてですね、いろいろ不安がっておられるものを吸い上げて、この事業との関連で補助金が付かないにしても、この区域一体の住民の皆さんの不安を払拭すると、そういう取り組みはできないのかお尋ねします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず、初めの質問ですけども、中央線ですけども、これは路側線のみで考えております。それと目的でございますが、本事業はですね、漁村再生交付金事業で実施しております。それで第1の目的は、物流の促進を図る目的、第2の目的として、防災避難道路の円滑な避難の目的のためでございます。

3番目の質問ですけど、橋梁のカーブになっている部分、これにつきましては設計上、道路構造令、それに基づいて法線を設計しております。

それで次の質問ですけども、平和橋のハイウォーターライン、この部分の確認をした上で設計をしたのかどうか。これはちょっと資料がございませんので、確認してご回答させていただきたいと思います。

次に、下流域の排水問題説明会等についてでございますが、これについてもちょっと資料がございませんので確認の上、回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） この左岸、右岸の既設防波堤については何も回答はありませんでした。今のは議長、1回目にしてください。

○議長（倉田 明君） それと合わせて住民説明会のことも説明してください、答弁は、はい。

○農林水産課長（野田尚之君） 左岸・右岸の既設防波堤の件についてでございます。左岸側は既設の防波堤は消波ブロックで巻き付けてしまうような計画でございます。そして右岸側の防波堤につきましては、必要最小限度の取り壊しを行いまして、橋台を造

るために必要最小限の部分のみを取り壊しまして、あとはそのまま存続させる予定でございます。

そして、先程地元説明会を実施したかどうか、そのご質問でしたけども、説明会は実施しておりまして、特にご質問、問題等はなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、橋梁の法線の見直しですが、道路構造令に基づくんだという説明でしたが、これは道路構造令、私もこの部分についてのチェックはしたことありませんけども、道路構造令からいくとできるだけカーブを減らしなさいと、できるだけ直線をしなさいというのが道路構造令の基本ではないかというふうに思います。

私が質問したこの曲線部を橋の曲線じゃなくてですね、もっと具体的に言うと陸上部分で曲線部を設けてやって、橋は直線でしたがいいんじゃないかと。それは1つは経済費用も安くなる、工事費も安くなるという感じがしますのでそういうお尋ねをしました。道路構造令に基づいてカーブを造ったんだということはなかなか納得できません。これは勿論ですね、国の補助金事業ですので、今工事発注の段階で変えるということは非常に厳しいというふうに思いますけども、やはり具体的に工事に着手する、そういうことも想定しながらやはり補助金の交付申請をされるべきではなかったかというふうに思います。

それから地元住民説明会の件ですが、これは説明会をされたということですが、それはどの時点なのか。この具体的な工事の発注に備えてやったのかですね。当初の計画が、先程言いましたが三会川から釜までですか、繋がっている。そのときの説明会ではなかったかというふうに思います。やはり具体的な工事で姿が見えてくるわけですね。計画の段階ではなかなか姿が見えにくい部分があります。やっぱり具体的な、自分の家の側が実際ブルドーザーが入るんだと、バックホウが入るんだと、防波堤をやり替えるんだとなったときに果たしてどうなのかという気がしましたので、これはやっぱりあと1回していただいて、それで住民の皆さんが先程触れましたけども、地形上やむを得ないという感じはするわけですが、それでもなにか行政の方ですね、手を打てないのか。大変心配しておられます。

ちょっと雨の降れば、家の裏の道路はもう川のごてになってしまうというふうな状況もありますので、そういう地元の皆さんの不安がっておられる部分は一応お聞きして、そしてはっきりこれはできませんとか、これはできますとか、あるいはそのことを国・県に強く訴えて何とか少しでも不安を払拭すべきではないかと思いますが。

それから平和橋も今から確認するということですが、やはりこれはもう済んだことだと言えばそれでしまいですけども、やっぱり計画されるときはですね、そういう部分も考慮、

事前検討を十分にされないやっとならぬけれどもまた大雨が降ったと。最近の梅雨っていうのは私が言うまでもありませんが、じとじとじと長く降る雨から一気に降る、ゲリラ豪雨とか何とかそういう言葉がもう当然視されておりますので、そういう部分についてあと1回お答えください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今後の説明会の開催については、地元区長さんと協議の上、開催の検討をしてみたいと考えております。

平和橋の計画についてでございます。この平和橋の件につきましては、申し訳ありません。確認の上、回答させていただきます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 先程この左岸の既設の防波堤の先端部ですね、これに消波を巻き付けるわけですか。それともこれはもう当然下部工ができますよね。かなり深く掘削するということになってこようと思います。現在、この先端巻付部の一部、一番海水に浸かる部分の石がですね、実は抜けとるですね。やっぱりそこら辺があと1回、先端部のこの防波堤の突堤にこれに消波を巻き付けるのか、それともこれは一応取ってしまって下部工を造っていくんだということなのか、あと1回教えてください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 図面の1ページのA1の平面図の右側の部分ですね、川側の部分ですけども、これの海側の部分からこの既設の防波堤がございます。石積みの防波堤がございます。これに右側全部を3tの消波ブロックで被覆するというところでございます。

今、議員のおっしゃった防波堤の石が抜けているという部分でございますが、この部分については確認の上、消波ブロックをどのように設置するのか確認の上、回答させていただきます。

○議長（倉田 明君） 最後もう1回、どうぞ。

○2番（浜口雅英君） あと1回確認させてもらいますが、この左岸の防波堤の先端部分はそのまま残るということですか。それとも今の説明では十分理解できなかったわけですが、これは取り壊してしまって新たに何かコンクリート擁壁か何かを造るといふことなんでしょうか。

○議長（倉田 明君） きちんと答えてください。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 左岸側の既設の防波堤でございますが、これはコンクリート擁壁を左側に造りまして、それで既設の防波堤は撤去いたしまして、それで3tブロックで被覆する予定でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。この事業は非常にこうして大きな事業でありまして、大きな事業の割にはスムーズに工事がこれまで取り組まれてきたと思います。これもひとえに田嶋町長のこれまでの長年の行政経験と、その素晴らしい行政手腕によってこうして国からの予算も確保できたものと思います。非常に町長には感謝をしたい事業だと思います。

それで今回はこの橋脚の建設ですけども、この全体の工事が完成をして、これが開通される時期というのはいつ頃に予定されているのでしょうか。勿論、国の財政の予算の組み方によっても大きく左右されるとは思いますが、今、町長が感じておられる感触としては何年後ぐらいになるのか、そういうふうな今の段階でわかるだけ教えていただければなと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これも非常に国の施策と関連してまいりますのでお答えにくいわけですが、もし今年度経済対策の補正予算事業をやるということになれば相当進むと思っておりますので、28年ぐらいまでには全部できてしまうんじゃないかと考えております。ただし、それがなかった場合には、持ち出しも大きいわけでございますので、これは今現在、マグロの養殖事業者と交渉しております。この方たちの予定ともあわせながら大分、3、4年、4、5年かかってくるのではないかなど、そういう思いがございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第300号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第300号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第301号 請負契約〔上津深江港改修工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第4、議案第301号、請負契約〔上津深江港改修工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第301号、請負契約〔上津深江港改修工事〕の

締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年7月14日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、上津深江港改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、1億2,538万8,000円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐234番地1、株式会社レイジュウ、代表取締役、植里幸太郎。

提案理由の説明をさせていただきます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。次のページの平面図をお開きいただきたいと思います。

今回の工事では、上津深江港改修工事に伴い整備を行い、港内の静穏度を向上させるものでございます。そのために防波堤を10m、これは図面の青色の部分でございますが、延長いたしまして併せて4tの消波ブロック、これは図面の赤色の部分でございますが、これを83.2m設置するものです。又、港の先端に現在あります標識灯が腐食しておりますので、新たに太陽光のLEDを設置いたします。

次のページをお願いいたします。標準断面図でございます。既設の改良区間1は、新たに紫色の部分で着色しておりますが、基礎捨石を設置いたしましてその上に黄色の部分の被覆ブロック、2tの被覆ブロックでございますが、これを311個、そして赤色の部分、4tの消波ブロックを766個製作して設置いたします。

次のページをお願いいたします。②、③とも新設区間の断面図です。②につきましては、新設の防波堤で30tの方塊ブロック、これは青色の着色してる部分ですが、その上にコンクリートを水色を打設いたしまして、消波ブロックを右側、これは港外側に設置をいたします。

続きまして③でございますが、これは新設の消波防波堤の一番先、堤頭部でございます。30tの方塊ブロックの上にコンクリートを打設いたしまして、ブロックの4t型を設置いたします。

以上が、請負契約〔上津深江港改修工事〕の締結についての内容でございます。

なお、この工事の工期は、平成27年2月27日まででございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私は質問というわけでもございませぬけれども、一番心配しておりました先端部分の標識灯は建てていただけるのかなというふうな思いでずっとお

りましたけれども、計画をしていただいて大変感謝申し上げます。

それと又、上津深江港におきましては、台風時にはとても安全なところでございまして、台風が来るという情報が入りますと、もう2日前ぐらいから都呂々の漁船とか天草町からたくさん来ます。それですから大変私たちも感謝を申し上げたいと思います。電灯まで付けていただいたことで安心をしております。終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、上津深江港には漁船を主として、遊漁船もおりますが、今、神崎議員からあった避難時のときは別として、通常係船数は何艘なのか。

それからこの上津深江港改修工事③の③の先端部がかなり港内に入ってくるという気がします。それで今でもあんまり入り口はですね、広くないわけですが、その他の部分も含めて関係者との事前打ち合わせは済まされたのかです。

それからこの箇所も含めてこの防波堤では、先程も志岐川のときも言いましたが、根石が抜けているという情報は掴んでおられないのか。

それからかなり上津深江港の港内もですね、浚渫の必要があるというふうな話も漁民の方からお聞きすることもあります。浚渫の必要はないのか。併せてですね、大型機械も来ようかと思っておりますので、これと一緒にそういうことはできないのか。

それから上津深江港の改修工事ということですが、漁業振興の立場からですね、先程申し上げましたことと関連しますが、全体的な見直しもしていく必要はないのかということ。以上です。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今浜口議員のご質問のまず1番目の現在の船隻数は、在隻数は15隻でございます。（「25」と呼ぶ者あり）15でございます。15隻。（「15」と呼ぶ者あり）はい。

それから2番目の港口はどうなのかということでございますけど、これは平面図のまず1枚目の図面を見ていただきたいと思いますけれども、現在一番狭い場所は港内の入口でございますが、今回の工事ではこの分の上部工を10m延長いたしまして、その先に消波工を設置いたします。この関係で港口が狭くなるということはありません。

又、地元の漁民の方とこの辺の打ち合わせも事前にいたしまして、その辺につきましては確認をしております。

それから先程の3番目、この防波堤の付近で転石とか根石のというふうな状況はないかということでございますが、これにつきましても地元の漁民の方と打ち合わせいたしまして、これは工事の途中にですね、この辺は工事をされる業者と打ち合わせて修正をしていきたいと思っております。

それから浚渫についてどうかということでございますが、これにつきましても地元の

漁民の方と打ち合わせをいたしました。現在、水深がマイナス2mの港口ということで特段そういう要望とかは出ておりません、その辺につきましては考えておりません。

それから漁業振興の立場からということでございますけど、これにつきましては私が申し上げたのは建設の工事ということだけで、現在ここまではお答えできることはできません。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、事前に打ち合わせ会議をされたということで、そこら辺は適切な取り組みだろうと思います。ただ、根石については更に打ち合わせを必要で、しかも工事関係者との協議をしていくということです。そういう話を聞くと、事前の打ち合わせ会議が十分実のあるものになっていたのか、そうでないのかと、そうでないという気がします。

それから漁業振興の立場でということ。土木は漁港の港湾の工事なので、その他のところはエリア外と言いますか、範囲外だということですが、全体的にその点は企画財政の担当になるのか、町長なのか副町長なのかわかりませんが、その点についてはせつかくの大きな事業ですので、1億2,000万近くの事業ですので、そういう部分も含めてですね、見ていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 浜口議員がおっしゃるとおりでございますが、一応今回は、港湾の静穏度を40以下に下げるというようなことで、一応国土交通省と協議をいたしております。今、言われたこれを機会に漁業振興についての全体的な考え方もやはりしていかなければならないと思っておりますので、その辺については検討をしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 漁業振興の立場ですが、昔あった上津深江港はご存知のように、昔あった漁協のアワビ養殖ですか、そういう施設も取り壊された状況になっております。そういった意味でも、これは港湾工事とは別の視点からですね、国にも働きかけをしていく、あるいは町単独でやっていく。いろんなソフト面とかハード面とかいろいろあるかと思っておりますので、今後も総体的に上津深江港枠ということではなくて、荅北町の漁業振興を守る、そういう立場の中で今後議論を深めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第301号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第301号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第302号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第302号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第302号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年7月14日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町拠点避難地造成工事（1工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、8,424万円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町坂瀬川1793番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の工事につきましては、苓北町拠点避難地の整備を行うものでございます。次のページの図面をお願いいたします。

1工区は平面図の拠点避難地、この図面の半分より上の上段の部分でございます。2工区につきましては、この下の部分につきましては、現在2軒の方の家屋移転が終了いたしましたから工事の発注を行う予定でございます。並行いたしまして行う予定でございます。

拠点避難地の造成6,432㎡と合わせて駐車場802㎡及び公園用地470㎡、計7,704㎡。取付道路がこれは茶色の部分でございますが、L=45.39mを築造するものでございます。

工事の概要、内容につきましては、造成場、白色の分ですが、この場内の雨水排水のための側溝がL243.6m、駐車場のこれは右側の分ですけれども、この分の側溝が67.9m、公園部、これは図面の左の上の部分ですが、ここにU型側溝を40.2m、

それから茶色の部分の取付道路の起点部のU型側溝5 1.1 m及び取付道路起点部の左側の道路側溝、これは図面のこちらから見て右側ですが、1 3.8 mでございます。又、道路の取付道路の新設に伴いまして、道路右側の黄色に着色をいたしました1号重力式擁壁。これは道路の上の方の1番です、1工区左側で1 1.8 5 m。それから取付道路、これは右側の方に2号の重力式擁壁と書いてありますが、ここは3 2.8 m、それから右の上に駐車場の用地がありますが、この分の右側の方に階段部分があります。これは今、武道館の方から登ってくる階段を右の方に配置をしておりますが、この分の左側が3号と4号を合わせまして1 2 mのですね、重力式擁壁を予定しております。

これによりまして重力式擁壁は1番そして2号擁壁、3、4合わせまして5 6.6 5 mをいたします。

それからこの図面の方にピンク色で着色をしております。これは左の方の公園の左側に2号の補強土留擁壁としておりますが、これが5 0.6 m。そして右の方のですね、道路の左側の方でピンクで1号の補強土留として6 5.4 m予定しております。これを合わせまして補強土留のこのピンクの部分が1 1.6 mでございます。

それから擁壁としまして現場打のもたれ式擁壁工としまして、右の方にですね、温泉センターがございますが、その下に緑色の土羽の部分が着色をしておりますが、この下の分にですね、もたれ擁壁として延長が5 2 mを建造いたします。それから又、黄色く着色しましたこの駐車場の部分にですね、これは下の武道館の用地とそれから駐車場の用地が高さが2 m段差がありますので、この分につきましてはL型擁壁をですね、5 4 mを造るようになっております。

次のページをお願いいたします。これは横断面図でございますが、平面図のNO. 4とそれから平面図NO. 8の分の横断面図を取り出しております。この平面図のNO. 4の部分は、公園に差し掛かる分の横断面図でございますして、それからNO. 8につきましては、駐車場にですね、差し掛かる分の横断面図でございます。

NO. 4につきましては、センターの地盤高を3 0.3 mにしておりまして、それから0.7%の勾配を付けまして、3 0 mの高さの排水口まで持っていきます。この図面で左側に1段下がったところは公園部分で、この高さは2 5 mでございますして、公園の面積は4 7 0 m²を予定しております。

続きまして、NO. 8は、これにつきましてもセンターの高さが3 0.3 mから0.7%の勾配を設けまして3 0 mの高さに持っていきますが、この分につきましては左側の方が駐車場を建設いたします。これにつきましては、高さが3 0.0 mでございます。

今回、樹木につきましてでございますが、移植できる樹木につきましては移植いたしまして、新たに必要などころには今後、工事の終了後植えたいと考えております。

なお、今回既設のですね、遊具につきましては調査をいたしました結果、老朽化が進

んでおりますので新設を検討していきたいと考えておりますので、今回、この工事には遊具の建設費用は計上いたしておりません。

以上が苓北町拠点避難地造成工事（1工区）の内容についてでございます。なお、工期は平成27年3月27日までとなっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 大仁田です。公園部分にですね、今、木は植わっております。下の方に西原の住宅と個人の住宅があるわけですが、この間の樹木は全部伐採してされるのかどうか。工事中のですね、上はもうカットされると思うんですけど、安全対策はどうなっているのか。

それから左の方の2号、擁壁の部分がありますが、これは50.6mですかね。1mから6mの高さで擁壁をするということですが、この構造についてですね、左の方が1mなのか先の方が6mなのか、その高低差があると思うんですが、そこら辺の構造についてお知らせいただきたいと思います。

以上、まずお願いします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今回、この公園の部分につきましては、外側に一点鎖線で赤で書いてありますが、ここの部分までについては伐採をいたす予定でございます。それから他の分につきましては現在のそのままの樹木を残していくということで考えております。

それから2号擁壁でございますが、これは箇所は左側のLが50.6mでちょうどこの小屋というところがありますが、ここがですね、一番高くなるところでございまして、それから右の方に行きまして又、段々段々低くなります。ですから一番出発の左側の出発点が低くて、それから段々高くなりまして、それから最後の方で又低くなるというような擁壁の構造を予定しております。

それと安全対策につきましては、現場状況も十分ですね、注意をいたしまして行いたいと思っております。事前にまず伐採をいたしまして、その後に安全に注意をして工事をしていきたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 今、小屋の部分が高くなるということの説明でした。この分はですね、以前、5、6年前の台風の時だったですかね。この裏の斜面がですね、崩れて家の前に流れ出たところがあります。これは役場に言って1回現場視察もしてもらったんですが、それ以後ですね、そのままの状態になっておりますので、この分については崩れやすい地盤になっておりますので、できるだけそういう面を配慮してですね、

家屋に被害がないような形をとっていただければこの際ですね、ありがたいかと思いません。

それからフェンスを1.2mの高さですっとされるっていうことですが、これは出来上がった後の話だと思うんですが、下の方の樹木はそのまま工事するというのでその点はわかりました。そうすると、こちらの西原住宅の方は殆ど影響はないんですかね。間にこういった樹木が残るということで、その辺をちょっと。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今、1号擁壁のところですね、場所が一番擁壁の土留と住宅のところと一番接近しているところでございます、あとは家屋までの距離が14mとか20mとかなりまして、これについては十分安全であると考えております。

ただ、今までは雨水がですね、降りましたのが全部山を通じましてずっとそれぞれの家屋側に流れておったわけですが、今回、この分の上に着色していない部分が1万6,000㎡ぐらいありますが、この部分の排水につきましては、雨水をですね、今回は全部一番下の方の、現在2軒家がありますけれども、今度移転をしていただく予定の2軒のところの下の方に川がございますので、こちらの方に全部雨水は落とすようになっておりますので、又、この公園先からにつきましては、この分につきましては既設のですね、側溝によりましてテニスコートの横の方の水路の方に落とす予定でございますので、今までに比べますと直接民家、又は住宅の方に流出しておりました雨に比べますと相当軽減されると、今まで以上に安全であるとその辺は計算上でございますけれども考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 先程1工区、2工区に分けた理由は2軒の方の移転が終了後に第2工区を発注するというか、されるということですが、この2軒の方の移転終了は最終的にいつ頃を予定されているのか。

それともう1つの質問として、2枚目の図面の横断図の方で公園とこの避難地っていいですか、上の部分との高さですね。これはどれくらいあって、この公園と上の部分の境には何かフェンスを予定されているのか、その点をまずお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程、今度発注の予定でございます。今現在、1軒の方につきましてはですね、もう既に外壁とか屋根とか被っております、9月下旬ぐらいまでにはですね、移転まで終わるんじゃないかなと考えております。もう1軒につきましてもお話を聞きましたら10月いっぱいには移転ができる状態になるというところでお聞きしております。

発注につきましては、それを待ってっていうそれ以前に工期等、時期等の問題があり

まして、早くそれより前に発注いたしまして、十分あとの工事の実際掛かるまでには又、測量とかいろいろございますので、13日以降の発注というのもそれ以前に発注をいたしまして、実際工事はその移転後についてということになるのではないかなと考えております。それは又今後ですね、相談していきたいと思います。

又、公園の高さとそれから造成地の高さですが、横断面図の方ですね、書いておりますが、センターの高さは30.3mで排水のところは30mです。それから公園の高さは25mでございますのでここは5mの高さの差が出てまいります。この左側の方にちょっとフェンスですね、公園の左側の方にはフェンスを予定をしております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） まず2軒の移転の終了は最終的に1軒の方が10月頃っていうことで、そこを目処にしてるっていうことですが、工事上当然、期間が決まってるわけでしょうけども、ただ費用的なものを考えますとこれを1工区、2工区同時に工事された方が費用的な部分で削減される部分が大分出てくるんじゃないかと素人的に考えるわけですが、その辺は考慮された中での1工区、2工区に日程的にも分けられたのか。

その点をもう一度お尋ねをするっていうことと、今の公園の高さが5mあるっていうことですが、現在は左端の部分にはフェンスを考えられてますけども、この間には何にもない予定になってますけども、ないとなればこれはどのような5mの高さなんですけども、安全上ここは公園ですので小さい子どもさんが当然遊びに来ますから、その安全上のことをどういうふうに考えておられるのかももう一度お尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） この工事費的なものですが、これは十分検討いたしました結果、2工区まとめたのとそういう比較も行っております。特段問題はありませ

ん。

それからこのフェンスにつきましてですが、ちょっと説明が足りませんでした、上の方で左側の上の方にフェンスがですね、1.2m、L=76mということで書いておりますが、この部分は公園の左側のところですね。この小屋の上のところですけども、この分からずとフェンスがまいて右側の公園の右側のところまでで76m、この部分につきましてはフェンスをいたします。そして、ここの公園の高さの5m差がありますけども、ここは土羽で勾配が1対1.8ということで非常に緩やかな勾配ですね、斜面は付けておりますのでその辺は大丈夫であると考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） ここを土羽でされる予定であるならば、子どもたちはよく草スキーですかね、そういうので喜んでするわけですけども、その辺を芝を植えるなりして

うまく安全上、そして又、子どもたちの遊具っていうか、遊ぶことも可能になるようその辺も考えた中での工事をお願いしたいと思いますけど。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） それは今、おっしゃいましたように自然の形状の中です、そういうふうなこともできるようなのも今後、公園整備の中で考えて検討していきたいと思っています。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） この議案説明のための図面が2枚しかありません。そういった中でなかなかわかりにくい部分が非常にありますので、説明をお願いいたします。

まず、この工区を1工区と2工区に分けてあります。これは今までの説明の中では2件の家屋の立ち退きに合わせて分けたということですね。立ち退きされている家ももう既に新たな新築に取り組んでいただいてそのうちに出来上がるだろうということですが、この平面図のNO. 4とNO. 8の測点の横断図が次のページに示されております。今の課長の話では何ら作業上は問題はないということでしたが、この測点の右側が計画高の中心地だろうというふうに推定するわけですが、この部分にある掘削する泥はどう処理するのか。NO. 4も同じ、NO. 8も同じですね。それです。

それから2工区か3工区かわかりませんが、1工区以外はもうちょっと具体的にですね、期限が平成27年の3月ですか。ということであれば今後の具体的な取り組みはどうなのか。引越しの家が待ってすとか、あるいは途中でもう取り組むとかそういう話がありましたけども、そこら辺のところもはっきりさせてください。

それから拠点避難地造成ということでこの工事が進められております。最大の目的はこれまで説明を受けたように、仮設住宅の建設用地という説明を受けてきました。

過去を遡りますと25回定例会では9坪の28戸、1棟ですね、28戸7列で196戸ということでした。このときに1棟に28戸も長屋式にするとそこを利用されておられる皆さんの移動に問題があるのではないかという提起をし、配慮するということがありました。これは仮設住宅用地なのにこれまでは住宅の配置とかですね、そういうものを示されておりましたが、今日の説明の中では仮設住宅用地に関しては何ら、一切の説明がありません。これはなぜなのでしょう。

それから又、更に遡ると平成23年の2月ですか、町の観光協会他からサッカー場建設の陳情書が出ました。仮設住宅用地とするならば先程言いましたどのような仮設配置にするのか、196戸の予定が減ったのか増えたのか。減った分については今後、どう対応していくのか、そういう部分も当然この造成工事の中で説明があるべきだというふうに思います。

それから仮設住宅用地では東北もそうですし、九州北部ですか、阿蘇の方もそうです

が、なかなか移転先が見つかりにくいということになれば1ヶ月、2ヶ月、あるいは1年、2年というふうにそこで生活されるわけですね。そういった中で生活するのに一番重要な電気、水道、下水道、そういったもののライフラインはどのように考えておられるのか。一応工事が造成工事が出来上がった後に更に掘削してそういうものに対応するのか。

私はそういうものは早いうちにこの造成工事と合わせてですね、やった方が手戻りにならないというふうに思います。交付金事業とかそういうものでできる範囲が限られているのかもしれませんが、これは防災対策の造成事業ではないかというふうに思います。当然、そういうものも見込めるというふうに思います。

それから、この平面図の中でですね、まず知りたいのは一般的に知りたいのは縦と横はどのくらいなっとですかということが知りたいわけです。今、口頭で説明がありましたけども、この平面図から逆算していくと横、西から東にかけては測点が0から一応11まであります。しかし、色付けしてあるのはさらに測点が2つぐらい延びるですね。測点11までにしてもこれは横、東西には220m、そして南北にはこれも図示してありませんのでスケールアップとかそういうものでもっていくと、約95mぐらいの広さにあります。そういう広い部分をですね、このA3の1枚に説明資料と出してもらっても、私も目は悪い方ではありませんが、肝心の小さい部分がなかなかわかりにくい。字が小さい。それからコピー、コピー、コピーなのでかすれている部分があります。特に高さとかそういうものは7なのか2なのかわからんという部分もありますし、先程から質問がっておりますように民家、住宅との関連もどうなっているのか非常にわかりにくい。住宅は生命に関する部分ですので、そこら辺のところはきちりと説明できるような資料が欲しいというふうに思います。

それから平面図を見ながら説明をさせていただきますが、赤の一点鎖線は何でしたかね。樹木を伐採する箇所と、範囲ということでしたね。それで補強土擁壁という言葉が使っております。この補強土擁壁とはどういう性格のものなのかですね。材質がセメント以外のものを使った擁壁なのか。先程課長の説明では土留、土留という話をされていますけども、この図示されているのは土留という言葉は一切使ってありません。補強土擁壁です。そこら辺の違いはどうなのか。

それからこれも図面が小さくなりすぎてわかりにくいわけですが、全体の排水、特にこれも先程言いましたように下に住宅があります。そういった、しかも先程大仁田議員の質問の中では崩れたという過去があるということですね。そういう意味では排水処理は大事だろうというふうに思いますので排水はどのように処理されるのか。

それから北側取付道路に係る既設ブロック、武道館の横ですね。若干曲がっていますがそれを直線でサッカー場、緊急避難地に取り付けてありますが、この図から見ると取

り壊してしまうというふうな形になろうかと思いますが、なぜ取り壊すのですか。

それから1号補強土擁壁の下には西原住宅があります。それから2号補強土擁壁の下には民家がありますが、強度は保たれているのですか。先程質問がありましたけども、できればこういうものはですね、言葉でというよりも横断図か何かで図面で示されながら説明していただくと非常にわかりやすいと思います。

それから自由勾配側溝が多く採用されています。自由勾配側溝は私が言うまでもありませんが、U型側溝よりも非常に高価な工法です。なぜ高価なものを使わなければならなかったのか、その理由を教えてください。

それから測点NO.1の南側工事区域と西原住宅の状況ですね。これは趣旨は先程申し上げたとおりです。

それからNO.1プラス10の北側工事区域と民家、それから南側工事区域と西原住宅の状況、理由は同じです。NO.3の北側工事区域と民家の状況、同じくNO.4プラス10、これはプラス10はこの平面図に測点はありませんが、周囲の状況からすると測点間の横断図は当然作ってあろうかと、地形が変わっておりますのでですね、あろうかと思いますができればその横断図を見せてください。それからNO.5プラス10も全く同じ理由です。それからNO.11がそのまま残るような形になりますけども、南側はですね。これはどういう形で残るのか、できれば横断面図があればと思います。

それからこれが一番大事ですが、先程質問したことと重複しますが、この横断面図のNO.4とNO.8だけしかありませんけども、もうちょっと具体的にNO.1からこの土工に関する部分の横断面図を示していただいて、この土砂はどう処理されていくのか、お尋ねをします。

それから勾配が出来上がりの計画面の勾配が3%ですか、してあります。これも結果的にその排水をどう処理していくのかということですが。

それから武道館の横の駐車場ですね、東側の武道館横の駐車場20台あります。これをL型擁壁にされています。それでこの平面図から見る限りでは擁壁でなくても何mかちょっとわかりにくいわけですが、4、5mの余裕があるわけですね。とすれば、土羽工法を使った方が工事費の軽減には土羽が非常に安くなるというふうに思いますが、これについてのL型と土羽工の経済比較はされたのかお尋ねします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 非常に多項目にわたって質問がありまして、回答がちょっと漏れているかもしれませんが、わかる範囲で回答させていただきます。

まず、断面図の1で、確かにおっしゃいました今回は、このセンターのところが工区分けで掘削を押し土とあるわけですが、実はこれは1工区とですね、2工区と2工区を発

注した後に工事者の方で連携をもって押土をしていただくこととなります。それはなぜそれが可能かと言うと、まずこの1工区の発注をいたして工事をしていただきますのは、この区間につきましては伐採でありますとか、それから測量設計とか、それからあとは既設のいろいろ構造物の取り壊しとかございまして、そういうのに時間が要します。ですから2工区の工事を発注した後に泥のやり取りにつきましては、工事者間の方で、設計上はこっちでしますけども、実施に当たりましては今までも工事者同時で協議会とか設けておりましたので今後もですね、それは2工区分につきましてはそういう会議を執り行いながら実施をしていきたいと思っております。

それから今後のですね、取り組みにつきましてはでございますけども、今回、この1工区につきましてはですね、伐採とそれから仮設の防護柵とそれから掘削、擁壁、排水口を実施するわけですけども、2工区につきましてはですね、主に擁壁工が主でございます。あとは場内の排水口という形になります。そこは先程申しましたように工事者間の方で連携をもって打ち合わせをしていきたいと思っております。

それから今回の避難地としての戸数につきましては、3月に予算審議の中で1戸当たり9坪ということで配置をいたしまして、196戸ということで算定いたしまして、今回もそのような形で計算をしております。これはあくまでも9坪という基準でございます。実際そこに長期間住むときにそれじゃあ狭いんじゃないか、圧迫感も感じるんじゃないかというようなそういうご意見も頂いておりますので、今回は必要最低限の面積で確保しておりますので、これにつきましては今後ですね、そういうご意見とか十分ご意見として拝聴しながらその辺につきましては今後、考えていく必要があるのかなという考えはいたします。

それからサッカー場の建設につきましては、又、今回は拠点避難地の建設が主でございますのでサッカー場の建設につきましては、今回は防災減災対策債という財源でございますので、それにつきましてはそういう時期、そういう財源等がありましたら検討をしていくことになるのではないかとということも考えていかなければならないと思います。

それから、電気と水道、下水道、ライフラインはどうかということですが、まず今回につきましては避難のための施設ということが第1番目の目的でございますので、これにつきましては今後検討の必要があるのではないかとということも考えられます。

それから平面図のですね、横は169mを予定しております。それから縦につきましては避難地の造成地の88mでございます。

それから補強土留の1号、2号ですが、これは上津深江の防災ゾーンでアダムウォールという擁壁でしていますが、今回も同じアダムウォールで擁壁を築造いたします。

それから排水についてでございますが、先程申し上げましたように、この拠点避難地の白色分につきましては上の分の真ん中から自由勾配側溝で半分、右側の分は右側の方

に流しまして下の方にずっと降りてきまして、それから右の方に持って行きましてそれからちょっと見にくいですが、下の方にですね、一番下の今度家屋の移転される予定のところの真ん中付近に下の方に川がありますのでそちらの方に流します。それからこの避難地の左側半分につきましては、左の方に持って行きまして、それからこの避難地ですね、半分より下の分です。この上の分につきましてはから左の方に4号集水桝という形で左の方に小さく書いてありますが、こちらの方に落としまして、この4号集水桝から斜め下の左の方に落としまして、それから真っすぐ行きまして右の方に排水口をしまして中央の下の方に落とすというふうに最終考えております。

この擁壁の強度につきましてはですね、強度は保たれております。

それから自由勾配側溝につきましては、この地盤の高さを考慮しまして、表面がレベルでございますのでそれから勾配を取って、排水を流すということで自由勾配側溝を下の高さを調整して排水を持っていくということでこの方式を取っております。

それから駐車場につきましてはですね、このL型擁壁ということでこれにつきましては武道館のところの高さが2.8mで、駐車場のところが3.0mで段差が2mでございますが、これにつきましては有効面積を少しでも増やすということでL型擁壁を採用いたしております。

一応、そういう趣旨で今回の設計は実施するようになっております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 幾つかある中でまず、土工についてですが、1工区の業者さんと2工区ですか、2工区か3工区か何も示されておられませんのでわかりませんが、その業者さんと協議をするんだということですが、同時発注ということであればですね、1工区、2工区の業者さんとの協議は可能だと思います。しかし、1工区を発注してその後いつするかわからん2工区の業者さんとの協力をどうするんですか。この横断図から見るとですね、明らかなんですよ。しかもこの1工区のセンターで分けしてある、1工区と2工区、分けしてありますけども、この場合、センターから1工区にある分の胴切面ですか、掘削面ですかね、そういうものはせめて図示せんといかんとやなかですか、それはそれとして。しかも誰かわからんばってん「2工区の業者さんと協議するんです」と言われても「えっ、何ですか」という気がします。非常に甘い。

仮に1工区の業者さんとそれまで待ってくださいという協定書か何か結んでるんですか。1工区の業者さんも工期も1年も2年もあるわけじゃないですね。非常に厳しい工期ですね。そういう場合に1工区の業者さんから「仕事のできんごとなつたばい」というときはどうするんですか。そこら辺は非常に甘いと思います。やるならばですよ、これは余計なことですが、家屋にかかっておられる方の了解を求めながら全体を一工区

として、それでやっていく。決してせつかくなおっていただける方には何も迷惑かけませんのでそれは町が責任持ちますので工事だけは取り掛かせてくださいと、それがより健全でないですか。受注者がわかったらん業者さんと打ち合わせしますなんてそういうことは公共のやることではないというふうに思います。

それから、先程避難所の建設なんだということですね。そういう説明はこれまでも度々受けておりますのでわかりますが、だから電気とか水道とか下水道とか、そういうものは最初から考慮すべきじゃないですか。一遍出来上がったものを竣工検査の済んだけんが、今度は下水道のパイプを入れますけん、浄水のパイプを入れますけん、そういう考え方はですね、工事の取り組みは絶対やめてほしい。これは貴重な税金を使う部分ですので、少しでも1円でも有効に使えるように、そういう部分でやっぱり配慮すべきだと思います。

それから平面図の広さの話になりますが、これは正確性を問う、担当課長の考え方を問うという意味で横が169と言われました。これは測点間の距離は20mですよ。20mで図示されているのがNO.11です。更に東側には30mか40mぐらいこの赤の一点鎖線で囲んである部分があります。そういうところも工事区域でしょ。いや、そら大事ですよ。平面図のことば測ったらん。しかも先程言いましたように字のあっとやろなかつやろわからん、多分字ばいになっていうごたつとで水はこっちに持っていきますよとか言うてもろても私たちはわかりません。見えません。

それから上津深江に使うものと同じものを擁壁として使うんだということでした。これも確認ですが、図面上は補強土擁壁としてあります。説明は土留擁壁ということでした。これはどっちが本当なのか教えてください。

それから上津深江の場合は、これは言い方は不適切ですが、擁壁の下に民家はありませぬよね。ですね、空き地ですね、道路ですね。今度は小屋って書いてあります部分、ここはNO.1プラス概ね10になると思いますが、横断図が欲しいっていうのはそういう格好がですね、どうなっているのかということを確認したかったわけです。そこら辺も本当にそれでいいのか。できますれば先程、7番、NO.1、NO.1プラス10、NO.3、NO.4プラス10、NO.5プラス10、NO.11、それから起点からNO.11までの縦断図を提示していただければありがたいと思います。

それからあと1回質問がありますが、これは当然入札に回すまでに担当職員、担当課長、総務課長、副町長、町長というふうに決裁が回っていくわけですが、まず何て言うても一番問題は明らかに1工区としてしか工事にはできないよと。できないとすれば別の、次の工区の業者さんとの協議が必要と。そういう問題について決裁の段階で何も疑義は感じられませんでしたか。

以上、お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先程工事につきましてはですね、1工区を発注してあと家屋等のそれを見越して、予定を検討しながら発注をして工事を施工するという、これは現場的には十分可能であると考えております。

それから避難所の電気、水道、下水道につきましては、確かに議員がおっしゃるとおりでございますけど、まずは今回の工事ではこの避難所を造ることが第1番でございますので、その後の電気、水道、下水道につきましては今回避難所の造成が終わった後に検討すべきことではないかなと考えております。

それから平面図の広さにつきましては169mと、あくまでも上のですよね、造成の分が169mということで、高さが上の分が88mということで考えております。

それから確かに上津深江につきましてはですね、民家がなかったわけなんですけども、私も一番心配しております排水の問題ですけども、これにつきましては現在、先程申しましたように排水の面積が今までに比べますと非常に民家に流れ込む面積が非常に少なくなっております。それを考えますと今まで以上に排水の量は減ってくるものと考えております。それに対しまして、この造成地の自由勾配側溝等につきましては十分計算を、五年流量確率という1時間雨量128ミリ降ったときにということで勾配側溝の計算をされておまして、安全率も1.18ということで充分満たしておる計画でございます。

それから横断図につきましては、今NO.4と8をしてありますが、これは代表的なものでございまして、あとにつきましては民家等のところにあるかもしれませんが、その辺につきましては一応4と8で今回の工事につきましては十分ではないかということで提出させていただいたところです。

以上です。

○2番（浜口雅英君） あとは総務課長、副町長の決裁段階での疑義についてまだ答えもらってない。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、1工区と2工区の関連の工事についてご質問がございましたが、多分1工区と2工区には掘削の方が殆ど1工区、2工区は盛土というようなことになっております。それで課長が言いましたのは、まず1工区を発注してその取付道路の方から工事をやっていって、2工区の工事を発注いたしましたら1工区の業者さんと2工区の業者さんでお話をさせて、その掘削部分をどうするかというような回答だったと思います。

私たちがその辺については議員おっしゃるように、「1工区をまっすぐ縦切りにはどうしてでくつとか」と、そういうようなことを疑問視しました。そういうことで殆ど1工区の方は掘削、2工区の方は盛土でございますのでそこを掘削、盛土するときに1工

区の業者さんと2工区の業者さんでお話し合いをしていただきたいというようなことで課長から説明を受けましたので、納得をいたしております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） そういうことですね、まさか副町長からも甲と乙の協議が必要なものなのに乙がわからんとに甲だけで頼むんだということが、副町長の口からも出るとは思いもしませんでした。これはやはり非常に大きな問題ではありませんか。相手がいないのにこういうふうにするんだということではですね。

1工区を受注された方にはそういう説明がしてあるやもしれません。しかし、2工区は誰が取るんですか、わからんとでしようが、おらっさんとでしようが今のところは。乙がおらんとにこうだ、甲と発注者と話をして「うん、やろうやろう」って、乙が困るって言うたときはどがんすつとですか。それが今度入札の条件になるんですか。1工区で決めた町と1工区の請負業者さんで協定したものについては、それを重視することが2工区の入札参加者の資格になるんですか。非常にそういうことはおかしいと思います。

それから言葉でこれまでもサッカー場が拠点避難地になってきたというその経過も充分、何回か説明がありましたので理解はできませんが、名称が変わっただけは理解しております。そういう避難所の建設なのに今、担当課長さんの話では仕上げた後に又、掘りますよということがですね、今後検討しますということで逃げらすとかなと思ったところが、はっきりと仕上がった後にそういうものを工事をしますということがはっきり言われました。

このお金っていうとはですね、表現が適切ではありませんけども、あなたのお金じゃないんですよ。税金でするんですよ、ですね、ですよ。やはりそういう税金を使うんだということであれば、少しでも費用対効果、費用対効果の表現の仕方については行政で考えんばいかな部分もありますが、端的にはやっぱり費用対効果を考えるべきですよ。出来上がってから又、掘りますっていうことはですね、決してやっぱり言うてもらいたくない。あえて言うならば「検討します」ぐらいで逃げてほしかったと思います。

それからあと、先程第1回目の質問のときに測点間の横断図をくださいと、先程も述べました。NO.1、NO.1プラス10ですね。これはちょっと他の議員からももらわんかという話でしたので、これは提出をお願いいたします。

もう3回目ですので、質問を締めますけども、横断図の配布はよかですね。よかですか。そら議長がちゃんと、おれは議長に聞きよつとじゃなかつたけん、執行部に聞きよつとだけん。執行部の皆さん、横断図の配布はよろしいですか。あとは議長が採決さつとやっかなん。

私たちもですね、決して仮設住宅用地を否定するそういう立場ではないわけですね。

ですから、ただ説明の仕方が余りにもこの1枚ですよ。これが先程担当課長さんは200m足りないということですが、それは担当課長の言わすとはこの平面の分だけでしょうが、ですね。工事は温泉センターの横から入るわけでしょう、新たな進入路を造るわけでしょう。そして上も武道場の横まで行くわけでしょうが。課長が言うのは、ここの長さが120m、幅が、どっちが縦か横かわからんばってん、80mと100mぐらいなんです。ところが工事するのはこの界限全部ですよ。そういう認識も全然されとらん。そして私たちは、決してそういう形で避難所の設置は1,000年に一遍の津波に備える必要があるのかという気もしないではありませんが、町が英知を集められて国の交付金、起債、そういうものを使って取り組んでおられるということは、その取り組んでおられることは理解できますのでやはりやるからにはですね、何て言うか、もう土木事務所で設計図をチェックするよっていうそういう質問じゃなくて、もうちょっと事前に必要な部分はじゃんじゃん出してもらいたい。農水と土木を比べるわけではありませんけども、農水の場合は橋桁1本に5、6枚あります。橋桁下部工にですね。

ところが土木のとは、この広い200m四方に関わるような工事にも関わらず、たったA3の1枚ですか。横断図も測点が十何箇所あるのにたった1枚なんですか。そういう態度はやっぱり改めてもらいたい。

そして執行部に対する議会への資料の提出は、これまでも再三議会の中でですね、「追加提出がないように事前に資料を配ってくれろ」と、「それならば無駄な議論はせんでもよかやっか」という話が出とるでしょうが。そういうことでよろしく願いいたします。

最後の部分については総務課長の考えを聞かせてください。以上で質問を終わります。

議会対策に対する説明のときの資料の配付を十分にしてください。それは今日、私が言うただけでなくて、これまでも他の議員さんからもいっぱい出とるですよ。ところが今回もまだ、これだけの工事なのにA3の用紙が2枚、集約して出している。今後の議会の中ではできるだけ資料をいっぱい出してください。これはちゃんと約束してください。いつもはい、はい、はいで済んどるけん。

○議長（倉田 明君） ここで私の方から今の部分についての説明補足と言いましようか、要望を申させていただきますが、先程169掛ける88m、これはあくまでも仮設住宅用のいわゆる有効面積であって、196戸のですね。あくまでも全体的なやはり建設計画の感覚で認識していただきたいと思えます。

なお又、この説明等につきましては、議員ご承知かと思えますが、3月7日の定例会後、全員協議会を開催し、この問題につきましてA B C Dの案が提示されました。そのときには数枚の提示があって、いわゆるCの案がこれでございます。したがって、その部分の認識のもとで資料が不足したのかなと思えますが、いずれにいたしましても

今日の案件はいわゆる締結部分になりますので、いわゆる資料等は十二分にですね、出していただくようご配慮を再度お願いしたいと思います。

なお又、先程浜口議員の方から図面の断面図の提出もありましたが、必要に応じて提出方お願いしときます。

いいですか浜口議員。

○2番（浜口雅英君） ということは今出してもらえるということですか。

○議長（倉田 明君） 後でいいですか。断面図すぐできますか。すぐできたら一応休憩取って提出方願いたいと思いますが、どうですか。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 横断面図につきましては後で提出させていただきます。

○議長（倉田 明君） 少し時間があれば提出方できればここで休憩したいと思いますすが、土木課長どうですか、その辺は。

ではここで、暫時休憩をいたします。

-----○-----
休憩 午前11時13分
再開 午前11時36分
-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先程資料請求があっておりましたが、お手元に配布されております。要点のみ説明方お願いします。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） それでは今、皆さんに配布いたしました資料を見て説明をさせていただきます。今回配布させていただきましたのは、横断面図の1・2・3それからこれは壁面工ですね。2号補強土留工それから1号補強土留工、それから全体の排水の計画としまして今回右の方に側溝位置図としておりますが、今回の発注の分と最後は今後2工区として側溝の位置図で計画でございます。

まず、横断面の1からでございますが、これは測点のNO.1、NO.2、NO.3、NO.4で、今回はNO.4を付けさせていただいたところです。この左側の方が今回の武道館側の方でございまして、右側の方が反対側の川側の方でございまして。

次につきまして2枚目でございますが、これはNO.5、6、7、8の部分でございまして、これにつきましてはセンターが30.3mから左に0.7%の勾配、右に0.7%の勾配でございます。

それから3枚目につきましてが、測点の9、10、11でございます。それで4枚目の2号補強擁壁ですが、ここは先程場所につきましては左の上の方にですね、平面図として載せてありますが、これにつきましては左の下の方からこの下の展開図といっしょでございまして、まず15.75mまでが徐々に高くなってございまして、次の8.64m

につきまして、ここが一番高いところの土留になります。この上の平面図のですね、左の下から出発をした分から17.5m、それから次の曲がりのところが8.6m、そして最後のですね、この部分につきましてが約24mですが、徐々に低くなって擁壁工が低くなってまいります。

先程おっしゃった平面図の方にですね、下に民家がありますけども、今まではこちらの方に若干土砂の流出があったということで、ここにちょっとした竹の柵がしてありますけども、今後は地元の家屋の持ち主の方から来てくれということであったものですから家にお伺いしまして、その状況は十分お聞きいたしました。それで今後、排水等につきましては説明を申し上げまして、今回は今までに比べますと排水面積が少なくなりますのでということでご説明をいたしております。ただ、このアルミウォールの一番底の部分につきましてですね、上からの水を家の方に流れないようにすることっていう要望がっておりますので、その辺につきまして今回工事の取り壊しの中でU字溝がありますので、その部分をこちらに流用ができないかなということで検討をいたしていきたいと思っております。

続きまして、その次が第1号補強擁壁、土留補強の65.4mの部分ですが、これは平面とのですね、公園の横の分から取付道路の分までの延長65.4mでございます。

それからあと下の方に今回の一般的な擁壁、1号重力式擁壁、2号の重力式擁壁を記載させております。

それから次に、これは側溝のですね、今回のどのような形でいくのかということで右の方に側溝位置図と書いております。この平面図の中と同じですけども、まず駐車場のですね、自由勾配側溝が(1)、小さいんですが1から2の方に流してきまして、それから上の分のこの造成地の真ん中ですね。センターから3番目に自由勾配側溝の84.1m、右の方に流れます。そしてこの1号と2号の勾配側溝を合流させまして、右の下の方の4番の自由勾配側溝でこちらの下の方に3号集水桝まで排水をいたします。

それから上の方の左側にはセンターから5番の自由勾配側溝という形で117.8mですが、これにつきまして左の方に落としまして左の下の方に4号集水桝あります。こちらの方で水をここまで持ってまいります。

1工区につきましては排水はここまでございまして、次のページをお開きいただきたいと思いますが、これの方で先程上から持ってきました、まず右の方が3号集水桝で右の上の方にありますが、こちらから下流側に下の方に持ってきまして、それから今度、下の12番という自由勾配側溝がありますが、こちらの方の排水を右の方に持っていきまして6号集水桝で合流をさせまして、それから14番の自由勾配側溝で22.5m持っていきまして、右の斜め下の方の6号集水桝まで持っていきまして、それから左下の方の15番自由勾配側溝で落としましてそれから下に段々落としまして、17番の方の

7号集水桝、こちらまで持ってまいります、右の方の排水を。そして左の方の排水につきましては、先程左上の4号集水桝から下に持ってまいりまして、それから7番のこの造成地の分の下の下半分につきましては2号集水桝まで左の方から持っていきまして、合流を2号集水桝よりさせまして、それから左下、8番の自由勾配側溝にずっと落としまして、最終的に11番の自由勾配側溝、そして7号集水桝、こちらに合流をさせて川の方に持っていくという、そういうふうな排水の計画をしているところです。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（倉田 明君） これで説明を終わらせていただきます。他に。山下君。

○8番（山下時義君） 私は駐車場の関係でちょっとお尋ねします。この図面ではですね、20台の駐車が可能となるような設計になっておりますが、課長もご存じのように大変高齢化も進んでおいて、殆どの方が車を利用されるわけですね。当然のこととして武道館にも駐車場がありますし、農村グラウンドの上にも駐車場があります。それと利用されるというお考えか、もう少しこの土地の中ですね、今後やはりなるだけならば避難地に近いところの駐車場が要るわけでありまして。その理由は先程申し上げましたように、高齢化が進んでいるというようなことでもあります。そのことをお尋ねします。

それからですね、2点ほどお尋ねしますが、議員からですね、いろいろ資料の請求がなからんとかこういう資料を出してもらえんというような執行部の姿勢。これは今後考えていかなきゃならないと思います。先程の質問者のお話にもありましたように、よく理解したならば、我々も緊急の場合の避難地として荅北町にも必要なんだと、こういう質問がありました。全くそのとおりですよ。何もですね、どうせできるわけですからそのことをつぶさに我々も理解できるように提案してもらいたい。これは度々ですね、申し上げているところです。以上です。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、山下議員の方から質問ありましたが、高齢者につきましてはですね、駐車場等につきましては又、検討させて、はい、今回のこの駐車場の20台の分につきましてはですね、今のところは階段でですね、上がっていくように考えておまして、あとは道路につきましてはですね、7.4%の勾配で、これは自動車で上っていただくということで考えております。ただ、先程おっしゃいましたこの場内ですね、仮設住宅の用地の中の自動車の駐車場等につきましてはですね、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） いいですか、土木管理課長。町長。

○町長（田嶋章二君） 住宅用地を1回しましたね。そして議員の中から長くつながってあるってことでちょっと不便じゃないかっていう話もありました。その周辺に駐車場も造りたいと私たちは思っておりますので、仮設住宅用地のすぐそばにですね、十

分スペースもありますので。

○議長（倉田 明君） 山下議員ないですかね、何か質問の途中、はい。

○8番（山下時義君） それではもう1点、町長にお尋ねしますが、2期工事については大体どういう見通しで、どの時期で発注をしようというような現時点のお考えについてお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 2期工事は先程ご説明いたしましたように、立ち退きをしていただく方々が立ち退きの目処が立ってからということと考えております。それで今回発注をしたやつを議決をしていただいたとするならば、すぐにグラウンドにかかるわけじゃございません。仮設道路とかいろいろ先程から話題になっているようなところを造り上げながらいくわけですから、それなりの時間を要します。時間を要しますので、大体お引越しなされる目処が立った時点で入札をして、そして入札が決まったならばちょうどグラウンドの道路取りにですね、時間が回ってくる頃を判断しながら指名をして入札にかけたいと考えております。大体9月ぐらいまでできればあとの日程が非常にいいかなと、これはあくまでも私のいろんな事務的な観点でございます。やってみないとその辺は現場の判断が重要でございますので、現場の判断に任せながらなるべく早く入札をしていきたいと考えております。

○8番（山下時義君） はい、よくわかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君

○11番（神崎公顕君） 私は土木管理課長に申し上げたいわけですがけれども、浜口議員からも質問がございましたけれども、拠点避難地を造るわけですからやはり下水道、水道、電気そういったことは真っ先に工事の中に入れ込むべきだというようなことを申し上げておきたいと思います。

それから、上が出来上がりますと私たち町民は、あそこは相当グラウンドゴルフの利用が多うございます。それと子どもたちの遊園地も必要でありますので、最終的に一番上の頂上部分はどういったことを完成のときは、芝生まで植え付けられるのか、その点をお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、芝生を植えるか植えないかは植える方向で検討したいと思います。これが芝生なのか人工芝になるのかわかりません。そしてあとは公園の許可の問題もありますが、いずれにしろ最終目的はいざ、大変な災害があったときの防災拠点にするわけでございますが、通常はこれだけの有効面積を持った広場っていうのはなかなか取れないわけでございますので、当然、サッカー場あるいはグラウンドゴルフ場等々ですね、町民あるいは町内外の方々に十分活用していただけるようなものを計画し

ていきたいと。当然のことですが、これも相当有利な補助金やら交付金が取れたときにということが前提になってくるかと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。何点かお尋ねをいたします。

まず先程から排水の件についていろいろ説明がありましたけども、非常にテラス面積が広うございますよね。ですから今の説明を聞いておきますと、全周に可変の側溝が設置されて、そして結果的には1ヶ所で今現在の小さな小川のところに持って行って流末を構えるというふうな説明でございました。

そこで非常に面積が広うございますので、最近の降雨の状況を見ておきますと、もう集中的に時間雨量が100mmというようなことも、もう珍しくなくなりましたね。ですからそういったときに、グラウンドの長辺部の中央部の1ヶ所に排水を設けて流すというふうなこと、これで本当に心配はないのかなと思います。そして、ここで流したときに下の現在の小さな小川、あそこは部分的にまだ弱いところもあるんじゃないかなかなと思いますけども、そういったところの配慮はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それから、今1工区のことを提案されておりますが、これは現在のところ1工区と2工区分の工事費用を合わせて考えますと、家屋の移転費、かれこれ全部を、1式を含めると大体今の時点でどれぐらいの見込みになるのでしょうか。

それから解体工事の関係で、2工区の工事の発注が正確にはいつ頃なるのかまだ流動的なものがあるというようなことでしたけども、それが2戸の住宅の立ち退きと言いますかね、それができて実際に工事が始められるようなことになると、それから完成までには何箇月ぐらい要するのか、お尋ねをいたします。

そして、この仮設住宅用地が完成をします1工区、2工区とも完成をします。そうしたときに、この仮設用住宅地を活用しなければならないような大きな災害が発生をしたときに、ここに仮設住宅を建てて、実際に被災された方が入居されるまでの期間、災害発生から入居されるまでの期間、これを今の時点で執行部としてはどれぐらいの期間を見ておられるのか、まずその辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 錦戸議員のご質問でございますが、只今の1番目の排水、確かに最近のゲリラ豪雨等非常に心配されるところでございます。ただ、今回のこの排水につきましては先程も申し上げましたが、雨水の流量計算ということで5年確率、5年に1回訪れるような量、これも1時間雨量128mmを計算をしております。

それからこの工事費用の1工区と2工区の方ですが、現在予算で見込んでおります金額よりも設計価格としては現在の見積りで下回っております。工事の予算が1億8,17

0万見ております。あくまで概算ですので今のところ700万ぐらい下がる。金額はですね、まだちょっとははっきり確定できませんので、それは又、2工区のとくにですね、はっきり申したいと思いますが、現在のところ設計価格は下回るのではないかと考えております。

それから解体工事の終わった後の工期ですが、年度内の工期で終わるっていうことで考えておりますが、やはり不測の事態がありますので繰り越しという事態にもなるかもしれません、そのときは又、ご相談をしていきたいと考えております。

あとの入居される期間につきましては総務課の方で。

これは予算審議のときにもご説明させていただきましたが、その中で用地購入が896万と家屋補償が5,518万7,300円、それから概算工事費として1億8,170万で一応しております。

それとあとの公園の遊具等につきましてはこの中には入っておりません。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 錦戸議員からの完成した場合、仮設住宅を建てる場合、入居するまでの期間はということでお尋ねがありました。はっきりした期間というのが他所の地域の資料等もちょっと今持ち合わせておりませんのではっきり申し上げられないんですが、やはり一次避難、公民館とか学校施設あたりに長くそこに避難されてるのは非常に大変だと思いますので、なるべく早く入居できるような形で持っていくというような形で進めていきたいという気持ちでおります。

あと、阿蘇とか福島あたりでそういうふうな仮設住宅の入居がっておりますので、そこら辺あたりもちょっと参考にしながら期間あたりをちょっと見てみたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君

○10番（錦戸久幸君） これは課長から排水のことも説明を受けましたけども、要するに1段の土地の中から排水がまとまって出てきます。そしてその流れ出てきた排水、水量は下のあの小さな小川、あそこでも十分対応可能ですね。

私が心配するのは要するに、みんな外周を通ってきて1ヶ所で排水を落とすというふうなことは、非常にやっぱりね、冒険もあるんじゃないかなと思うとですよ。できればですね、ずっと排水も避難所のテラス面、ここの外周にもずっと回ってくるわけですけども、やはりこれも途中でどこかに水路のいいところで、やはり水抜けをやっぱり造って、1ヶ所じゃなくて、少なくとも何箇所かに分散をしてするというふうなことで考えられた方がいいんじゃないかなと思います。

これはもう入札があつてるんでしょうから、当然、変更すれば変更金額を起こさなければならぬようなことになるかもしれませんが、私は将来的に考えてね、やっぱりこ

れはもう一度やっぱり熟考された方がいいのではなからうかと思えます。

そして、むしろ下の方に落としたら上から水がまとまって落ちてくるために、現在のU字溝側溝そのものが満杯になるぐらいなら、その道路側溝も改良をしていくというふうなそのくらいの度量がなからんと、私は将来についてね、この排水については非常に心配をします。これもできるかできないかわかりませんが、一応検討をしていただきたいと思えます。

それから仮設用地、この住宅地が完成をします。そして、その災害の規模にもよりますが、でも、苓北町だけの災害だけじゃなくて、要するに広範囲に、もう日本が極端に言えば南海トラフのあの巨大地震とか、広範囲に雨が大量に降ったとかいうふうなことで、その仮設用住宅、それがもう全国至るところで引き合いが出て、なかなか仮設用住宅地が手に入らないというふうなことも十分想定はされると思うわけですよ。ですからそうなったときには、苓北町にはいろんな既設の建物がございます。それでその建物にこれまでの常識だった仮設の住まいをダンボールで仕切るとか、その床に段ボールを敷いて長期間生活をしていただくとか、そういうことだけじゃなくて、やはりこの建物があるその中に災害があったらその夜から今までの仮設用住宅地とは比べものにならないような快適な、まあ快適とまではいかないかもしれないけども、そういった間仕切りもびしゃっと考えて、対応をしておかれることが私は得策じゃなからうかなと思うとですよ。

今の苓北町の仕方で見えますと、仮設用住宅地を造ることが目的化してはおらんかというふうな受け止め方もできますのでね、そういった苓北町は特有のそういった事情もあるっていうことも私もよく理解をしております。ただしかし、これは町民の方が災害に遭われて本当に避難所が必要だというときに、どういった形の避難所が町民にとって一番ベターなのか、というふうなことを私たちは常に真剣に考えておかなければならないと思えます。

つい先日の大雨のときも何人かの方が避難所に避難をされたというふうなことです。そのときの防災無線の放送を聞いておりますと、「避難所を開設しました。各人毛布と食料は持参してください」というふうな放送がなされました。

私は、これは少人数でごく限られた時間だからそういったふうな対応でも良かったと思えますけども、本当にこれはもう一大事だというふうな災害のときには、そのくらいの避難所の対応ではちょっとまずいんじゃないかなと思うわけですね。ですからこの避難所建設もいいことはいいなんですけども、もっと他に考えなければならない問題もあるんじゃないかなと思えます。

例えば、これは地震だけじゃありません。雨だけでもありません。津波だけでもありません。しかし、その中で私が一番怖いのは地震災害ですよ。津波は地震があってから来るからね、より高いところにより早く逃げれば、これは当面の津波災害から命は守れ

ます。ただし、地震についてはなかなか地震の早期予知という方法も今ありませんけれども、もうそのときでは本当に遅いわけですよ。

それでこの地震に対しての予防対策、考え方というのは、要するにもう夜でも昼でもいつでもいつ起こるかわかりません。ですから私が考えますのは、この民間の住宅があります。そしてその家が耐震基準があればいいんですけども、耐震基準がない家はもう潰れてしまいます。半壊をします。そういったときには財産だけじゃなくて、人命も危険にさらされます。

町はこの家屋について、個人住宅についてずっと新築をしたときから、あるいは改造をしたときから、増築をしたときから、町は固定資産税を負荷してきております。そして、仮にその家屋が倒壊したら、災害後には町の財政にも大きな弱点になります。ですからこの防災用地を造ることも大事ですけども、民家の個人住宅の耐震、これを上げていくというふうなことは非常に大事なことでなかろうかなと思います。

幸いに、苓北町の町有施設はその殆どが耐震基準が満たされていると思います。ですから、これは今後の苓北町の財政を見ていく上でも、やっぱり今までかけてある固定資産税は少々の地震が来ても、その固定資産税は今後ずっと確保されるというふうな、そういった面からもやはりもうちょっとそういった面にも力を入れていただきたいなと思います。

これはもう一応、ここで答弁は出ませんから要望ということに止めときますけれども、仮設用住宅用地の建設については、今一度やはりいろんな面から考えていただきたいなと思います。

○議長（倉田 明君） 今の最後の部分は要望がありましたから、何か補足はありますか。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の、今後のゲリラ豪雨とかそういうような雨につきましては、現在5年確率というので計算しております。今後いろいろそのあたりもですね、又、十分必要な部分等再度検討して、又、今後下の方にもですね、スペースがありますので調整池とかそういうようなこともですね、必要になってくる場合には検討して、その流量等の心配がないような形で対応を検討していきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今、錦戸議員からお話がありましたように、確かにもういろんな災害があると思います。地震災害もあれば大きな津波とか、高潮とかあると思いますので、広範囲に災害が発生した場合、いろいろ問題も又、出てくると思いますので、そういうところも踏まえながら、ちょっと内部で検討しながら今後の災害に強い町をどう確立するかということで検討を進めていきたいと思います。

○議長（倉田 明君） いいですか。他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑がないようです。他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 反対の立場です。この工事内容について、1工区と2工区の区分け、それから工事施工に当たっては仮の受注者である2工区の業者さんとも協議しながら事業を進めていきますということで、非常に不明確です。

更に、本事業の目的である仮設住宅用地としての機能が果たされていません。よって、工事の円滑な遂行のため、1工区、2工区を合わせて更に仮設住宅に必要な不可欠なライフラインを取り入れて再度入札に付すべきと考えます。1工区、2工区に区分けで発注するよりも合わせて発注した方が経済性にも、要するに安価な、分けるよりも合併させた方が工事費も安く上がるというふうに思います。

よって、私はこの契約に反対いたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。山下君。

○8番（山下時義君） 私は原案に賛成の立場で討論をいたします。この問題につきましては、3年前に東日本大震災がありまして、宮古市等を私たちも議員全員で視察をしました。そこで、やはり苓北町にもそういう災害があった場合には避難住宅というようなことで必要ではないかというようなことで、先般の3月定例会でもですね、議決を得ております。

ご案内のように、今月の7日から8日にかけて大変な豪雨がありまして、特に都呂々地区では約2日間で総務課長のお話をお聞きしますと、200mm以上の雨が降ったというようなことでありまして、住宅に土砂が流れ、本当に大変でありました。

そこで、都呂々地区ではいち早く人命が優先しますので、皆さんに役場からも呼び掛けていただきまして、早目の避難対策をしてくださいというようなことで、都呂々公民館にも全員で48名の方が避難をされております。又、7日の緊急にですね、本郷地区で家屋住宅に被災がありましたので、そのときにも33名の方が早急に避難をするというような状況で、もしこの雨がですよ、又、100mmなり200mm降っていたならば、もう殆どの山間部ではそういう大災害が発生して、避難地は必要というようなことになってまいります。

このことについては先程申し上げましたように、長年の議会の議論の中で私たちはやはり、この問題については前に進めるべきではないかというようなことで議決もいただ

いております。私は第2工区につきましても、先程質問いたしましたように、町長は時期を見て発注するんだというような、そういう力強い発言をいただきました。

そういうことを踏まえまして本件には賛成であります。以上。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。私は町はあらゆる災害に備えなければならぬということは十分承知をしておりますけれども、先程の質疑のときも申し上げましたが、同じ災害に備えるについて、町にはそれだけの施設、建物等は町の公営ホールでも5,000人分は収容できる能力があるというふうなことが言われております。それで災害があつて、何ヶ月もしなければその仮設住宅には入れないというふうな現実も、片やには十分考えなければなりません。

しかし、今現存する町有施設はその災害があつたら命さえあれば、その日のうちにその建物内に町民の殆どの方が避難をすることができます。ですから、従来のようにダンボールで間仕切りをして、そういったところには何日も住まされないという町長の親心も、それもわかりますけれども、そうであればあるほどやっぱり日頃からその施設には何人収容できるというふうなことも計画をされて、ここにはこういった間仕切り壁が必要だと。こういった設備が必要だというふうなことを平時のうちから備えて、万が一の災害のときに町民に安心して生活をされる、そういった施設を備えておかなければならないと思いますが、今の町のやり方を見ておりますとね、この前も広報誌で何ページにわたって災害のことが報じてありました。そして避難所のことも記載をさせていただきました。

しかし、肝心なその施設ごとの収容人員といたしますかね、その人員の記載がなかった。これはやっぱりそういった避難所を設置して、そうやって町民の安全を守ってやるということであれば、あの表に、この建物には何人収容できますというような欄をもう1つやっぱり付けていただければ良かったんじゃないかなと思います。

そして先程も申し上げましたが、やはり津波も怖いけども地震はある意味もっと怖い面があります。ですから地震災害についてはなかなか個人所有の住宅には町も手を出しにくい面があると思いますが、町民の生命、財産を守る、そういった気概をもっと強く持っていて、個人住宅であっても「お宅は耐震基準が足りません」と、そういったことを指し示しできるようなそういったことも考えて、施策として取っていただく方が先決じゃないかなと思います。そうすることが個人的な財産であります、財産の保全、人命の確保、身体の安全、そういったことをはるかに保てると思うんですよ。

やはり仮設用住宅用地造りは、非常にこれも災害対策についてはいいとは思いますが、災害が起きて、そして被害があつて、そして命からがら逃げて来た人のためになるってというようなことも大事ですけども、やはりそれよりも家に住みながらその家の安全確保を上げてやる、安全強度を上げてやる。そして町民の生命・財産を守ってやるというふ

うなことが前に来なければいけないんじゃないかと私は思います。

そういったことで非常にこの防災施設用地の建設も大事と思いますが、それよりも今、述べましたようなことで、そっちの方が優先に来るべきじゃないかと思しますので、反対討論に代えさせていただきます。以上です。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私は先程申しましたように、1工区、2工区、これはやっぱり同時発注の方が経費的な部分での削減が望めると思しますので、先程答弁の中に9月下旬から10月頃には大体移転の方も終了するというご答弁がありましたので、せめてこの期間までは待って、第1、第2工区同時に発注して工事を進められた方がいいと思いますので、原案には反対をいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私は反対というようなことですが、やはりこの荅北町で今度初めて1ヶ所避難拠点地の宅地造成というようなことで、避難地の造成ですが、やはり上下水道、電気、そういったものは第1に必要なことなのに、後日考えますでは私はどれだけの、本当にこれが避難地が目的なのかというような疑義も感じております。それですから私は反対の答弁とさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に討論がないようですので、これで討論を終わります。

議案第302号を採決します。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議がありますので起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって議案第302号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここでお昼でございますが、このまま審議を続けていいでしょうか。どうしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） それではそのまま続けさせていただきます。

-----○-----

日程第6 議案第303号 請負契約〔荅北町体育センター耐震化工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第6、議案第303号、請負契約〔荅北町体育センター耐震化工事〕締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第303号、請負契約〔荅北町体育センター耐震化工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年7月14日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、荅北町体育センター耐震化工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、5,870万8,800円。4、契約の相手方、熊本県天草郡荅北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の荅北町体育センター耐震化工事は、体育センターが昭和54年の建設から35年が経過し、老朽化も進んでおり、地震に対する耐震性はどうか調査する必要があったことから、平成24年度の国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業により昨年度に耐震二次診断を実施いたしました。

この判定結果に基づき、今回、耐震のための補強改修工事と併せて利用者の安全確保や防災機能強化、利便性向上のための内外部、その他の改修工事を行うことにいたしました。

耐震二次診断については、当該建築物に耐震性があるかないかを図る構造耐震指標といわれるIS値と地震や風などの水平力に対して当該建築物が耐えることができる強さを表した「保有水平耐力にかかる指標」といわれるq値により診断することになっておりまして、IS値が0.7以上、かつq値が1.0以上となった建築物は安全と判定されます。

体育センターの診断結果は、体育センターの正面から見て、横方向のY方向につきましてはIS値が各ブロックごとに0.96から4.32、q値が1.33から4.32という値で、判定値を満足していると診断されましたが、縦方向、玄関側からステージ側方向のX方向になりますけれども、この方向につきましては1層、いわゆる1階の部分がIS値が0.17、q値が0.54、2層、2階のギャラリーから屋根までの部分になりますけれども、ここの部分がIS値が0.13、q値が0.41という値で、IS値0.7以上、q値1.0以上のいずれの値も満たしていなかったため、耐震補強が必要と診断さ

れました。

この結果を受けまして、今回、国の緊急経済対策事業に係る平成25年度補正予算に伴う社会体育施設耐震化事業の学校施設環境改善交付金並びに地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金でございます。及び元利償還金の2分の1が交付税で措置される補正予算債を活用して体育センターの耐震化工事を行うものでございます。

それでは、工事の概要について説明をいたしますので、次のページの図面番号1、1階柱伏補強図をご覧ください。図面の右側が玄関側、左側がステージ側になります。今回、新設並びに増設して補強する箇所につきましては、図面に朱書きで記載をしております。

まず、1階部分につきましては、既設では設置されていない下部のつなぎ梁として、125mm角、厚さ4.5mmの鉄骨を東側、西側それぞれ4ヶ所ずつ、計8ヶ所に新設をいたします。

次のページ、図面番号2、2階梁伏補強図をご覧ください。2階部分につきましては、1層目上部に既設の東側、西側それぞれ8ヶ所、計16ヶ所のH型鉄骨梁に加えまして、新たに125mm角、厚さ4.5mmのつなぎ梁を東側、西側それぞれ8ヶ所ずつ、計16ヶ所に増設をいたします。

次のページの図面番号3、小屋伏補強図(1)をご覧ください。2階上部部分につきましては、既設では設置されていないつなぎ梁を東側、西側それぞれ8ヶ所ずつ、計16ヶ所に増設をいたします。又、玄関側の柱頭つなぎ梁につきましては、既設の東側、西側それぞれ1ヶ所ずつ、計2ヶ所のH型鉄骨に縦125mm、横50mm、折り返し20mm、厚さ3.2mmのC型鉄骨を溶接し補強をいたします。更に天井部分の小屋ブレースについては、既設の玄関側とステージ側上部の東側、西側それぞれ4ヶ所ずつ、計8箇所について、既設の口径13mmのブレースを撤去し、口径22mmのブレースに取り替えます。

次のページの図面番号4、小屋伏補強図(2)をご覧ください。屋根の部分の柱頭つなぎ梁につきましては、既設の東側、西側それぞれ8ヶ所ずつ、計16ヶ所のH型鉄骨に先程と同じC型鉄骨を溶接し補強します。又、屋根の部分の小屋ブレースにつきましては、既設の東側、西側それぞれ16ヶ所ずつ、計32ヶ所について既設の口径13mmのブレースを撤去し、口径22mmのブレースに取り替えます。

次のページの図面番号5、A通り軸組図をご覧ください。これは、西側、武道館側から見た立面図になります。1層目に4ヶ所、2層目に4ヶ所、それぞれ口径33mmの壁ブレースを新設し、補強をいたします。

次のページの図面番号6、E通りの軸組図をご覧ください。これは東側、コミュニテ

イセンター側から見た立面図になります。西側同様に1層目に4ヶ所、2層目に4ヶ所、それぞれ口径33mmの壁ブレースを新設し、補強をいたします。

以上が、耐震補強改修工事の概要になりますが、この設計内容につきましては、県への構造内容評価申請を行い、6月の構造評価審査部会で妥当であるとの報告を受けております。

次に、利用者の安全確保や防災機能強化、利便性向上のために併せて行う関連工事の概要ですが、まず内部につきましては、玄関・ポーチのタイル張り替えと玄関扉の取り替え、アリーナ・ステージ・控室・倉庫の既設フローリング床の研磨と塗装塗り替え、2階ギャラリーのフローリング床の張り替えと天井板張り替え、倉庫・控え室の天井板張り替え、アリーナ上部2階部分の壁板の張り替え、各競技用コートラインの引き直し、トイレ室の改修と和便器から洋便器への取り替え、その他館内の手摺り、格子の塗装塗り替え、ステージ下部の収納台車の改修、暗幕・緞帳の交換、腰壁等の一部張り替え、建具の一部交換・調整、強化ガラスの一部交換、非常用照明・玄関ポーチ照明の取り替え等を施工します。

又、外部につきましては、外壁塗装の塗り替え、軒天・軒ひさし裏のケイカル板の張り替え、タイル仕上げ部の張り替え、シーリングの打ち替え等を施工いたします。老朽化しておりまして、改修が必要な部分につきましては全体的に見まして全て改修を行うという形にしております。

今回の耐震化工事につきましては、大掛かりで技術力も必要な補強工事であることから、町内の建築Aランクの業者の中で、建築一式工事の特定建設業許可を持つ3業者と、天草郡市内に本社もしくは支店を持つ県の建築一式工事A1ランクの特定建設業許可業者の中から4業者を選定いたしまして、計7業者による指名競争入札を行い、去る7月7日に入札を行った結果、先程の契約金額で株式会社横山建設が落札をいたしましたものでございます。

なお、契約工期は平成27年2月10日までを予定しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。山下君。

○8番（山下時義君） 8番山下です。ちょっと課長にお尋ねします。これは建設関係だけの設計、実施になっておりますが、課長もご存知かと思いますが、先月福祉スポーツ大会があったわけでございますが、非常に音響効果が悪くて、挨拶の中でですね、それぞれの方がいろいろなこととお話されるわけですが、非常に聞き辛い面があります。ここは大きな町としては慰霊祭とかですね、その他いろいろな文化行事とかあるわけでございますが、そういう音響効果についてどのようにお考えになっておられるのか。

この前、志岐小学校のですね、農協の総会においては大変音響効果も良くてですね、

話の内容も良く聞こえましたし、皆さん喜んでいらっしゃいました。その点ですね、大変そういう点は今の体育館ではちょっと不備があるかと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 音響設備につきましては、今、山下議員ご承知のとおり、そういった指摘を受けましたので、すぐにですね、業者の方にお申しまして調整等を行っていただいまして、今、調査をしていただいている段階でございます。その結果ですね、どうしても機器等の交換等の必要が出てきた場合には、この工事の関係で対応していこうということで現在は考えているところでございます。その調査の結果待ちでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。課長に2、3点お尋ねをいたします。先程の説明の中で、今度耐震工事の補強をするということで、各工事の内容について概略説明がありましたが、屋根工事についてはなかったように感じますが、今、課長ですね、この外回りの軒天、軒天井ですかね、あそこの部分四隅あるわけですけども、その四隅のうちの3ヶ所について、現在雨漏りがあっております。現実には、雨のしずくがすたたまってきております。1ヶ所はかなりもうぼたぼたと落ちている状況にあります。これは箇所数は後で言いましょうかね。今、言うときましようかね、皆さんにわかるように。

玄関側は、両隅の軒裏から雨漏りがしております。それから反対側になりますけども、このステージ側ですよ、ステージ側のこの図面でいきますと手前のところ、ここの雨漏りが一番ひどかでしょ。そしてこの反対側については雨漏りはありません。

何で角の3ヶ所の同じようなところがと言いますとね、屋根の構造上、4ヶ所とも同じなんですよ、屋根の造りが。それでそこには上の屋根の樋があるわけですけども、縦樋がきとるわけですけども、どうもその縦樋との関係があるんじゃないかなと私なりに思っております。

ですから今度、せっかくこれだけの工事をされるんでそこら辺は設計者の方か施工業者の方と具体的にこういった事例がありますので、そこら辺は確実に直せるようお願いをしておきます。

それから今の部位に関連していきますとね、玄関側とステージ側に両方とも専門用語では妻側と言うんですけども、この妻側の屋根が、このステージ側の方はですね、29mスパンがあるわけですけども、ステージ側の方は29mは完成したときのように直線でいっております。要するに垂れ込みがない状態ですよ。しかし、この玄関側についてはですね、この29mのスパンの中で、もう横から見ますとね、もう5cmぐらいの垂

れ込みがあります、29mの中で。

そこで今回のこの改修の図面を見てみますと、そこら辺の補強は考慮してないような感じを受けますので、これは設計者の方にできれば早急に相談をして、このままの状態でもいいのかどうかというように確認を取っていただきたいと思います。

なお、今の重量よりも今度鉄骨補強されますのでね、その分は新たに荷重が変わるようなことにもなりますので、この点はぜひ確認をしていただきたいと思います。

それからこの5ページと6ページに立面の断面図がありますけども、この5ページの例でいきますと、上の図面、A通りの軸組図、これは現在の状況ですよ。改修前の状況、そして下が改修後ですけども、上の図面でいきますと現況図の2層目ですかね、2層目の一番両端にブレスが入っております、両方に1ヶ所ずつ。そして今回は、改修をしますと強度は上がると思いますが、改修をした図面ではこの今まであったブレスが左右とも両方とも撤去をしてあります。これはわざわざ撤去をせんでも、これがあつた方が強度が増すんじゃないかなと思いますが、そこら辺の考え方についてお尋ねをします。

この次の6ページも同じですよ。

それからついでに7枚目の図面、補強をした詳細図が示されておりますけども、この1層目の壁のブレスですね、一番右端に途中までブレスが書いてありませんけども、このブレスはこの上の方の、2層目の方に行くんじゃないかなと、この図面上思われるんですよ。これは参考図ですから現場でこの仕事をされる人はすぐ読み解きができると思いますが、担当者もやっぱりこのことは十分承知をしてかかれた方がいいんじゃないかなと思いますのでお願いをいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず、1点目の屋根からの雨漏りっていうようなことでご指摘がございました。屋根の防水改修工事につきましては、平成12年度にですね、防水改修工事を行っておりまして、今回は屋根全体の改修は行わないということにしておりますけども、そういった漏水の箇所につきましては、先程も申しましたように軒天の取り替え等も行いますので、それに併せて改めてですね、再度確認をしていきたいと思っております。

それから垂れ込みですね、ちょっと下がっているような状況があるっていうことでありましたので、その部分も再度設計業者と協議をしながら確認をしてまいります。

それから、2階ブレスの撤去の部分なんですけども、確かに今ある壁、ブレスがあるわけですけども、これをあえて取り外す必要はないのではないかなというようにご指摘。これにつきましてはですね、私も最初そう思ったんですけども、壁のですね、張り替え等も行う関係から、壁部分についての鉄骨自体もですね、少し錆等が出ている部分があ

るということですね、あえてここは構造計算上、ここを取っても最初に申しましたように評価審査委員会の数値的にはですね、十分クリアできるということで両方合わせて4ヶ所につきましては撤去という形で今のところ設計でしているところでございます。

それから最後の部分ですけれども、鉄骨の詳細図ですね。これはA通りということで5ページの5番、6番、7番の部分ですね、拡大した箇所でございます、1層の部分に壁のブレース、2層の部分のこの右上の方に壁ブレースをこういった形で設置するという図面を表示しているところでございます。

○議長（倉田 明君） 答弁は以上ですかね。

○教育課長（山崎秀典君） はい。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 先程お尋ねし忘れましたが、基礎の部分については十分耐力があるというふうなことで理解してよろしいですかね。基礎の部分は調査されたんですよ。それと、基礎と鉄骨の構造部の接着面の腐食具合は良かったんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 基礎部分ですね、そういった接着具合につきましてもですね、床下の方にも入っていただきまして、十分確認をさせていただいておるところでございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私はお願いですけれども、現在体育館は高齢者の敬老会とかあるいは福祉スポーツ大会というようなことで障がいのある方、あるいは高齢者の方があそこを利用する場合に、それと又、高齢者では膝の悪い人が沢山おられます。それですから進入路を一部分、今、行事をされる場合には仮設に鉄板ですか、何か造ってそれをしていただいておりますけれども、この際、きちっとした進入路を造っていただけないものかというようなことでございます。

それと、やはり手摺りもそれに併せて造っていただければというふうに思っております。それですから外から玄関を見ますと、一番左側によりますので車いす、あるいは歩いて登れる道と進入路と中に入ってから体育施設の中に上がる場合の進入路、それを検討していただけないか質問いたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 車いす等利用者の場合のですね、スロープにつきましては、現在も正面に向かいまして右側、コミセン側の方のですね、水道施設がありますけれどもあの横がスロープになっておりまして、体育館への入口になっております。

ただですね、現在のところ屋根がないためにそこに行かれる間が濡れるというようなことでございますので、今回の工事を併せてその屋根の取り付け等も行っております、そ

ういった対策を取ろうということで計画をしております。

○議長（倉田 明君） 中玄関のスロープはどがんなったと。（「そこから入られる」と呼ぶ者あり）わかりました。神崎議員いいですか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） そこから入られるというようなことですが、あれは右側をずっと回って体育館の中頃に入るあれですか。玄関についてとつとですか。

○教育課長（山崎秀典君） 右側から入りまして、体育センターのアリーナ部分のですね、一番手前のドアを開ければそこから入れるようになっております。ちょうどコミセンとの通路と重なっている部分です。渡り廊下と重なっているあの部分にスロープが付いております。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 最後ですけれども、現在、私たちが感じとつとは、そこはもう目に入らんわけで、やはり正面玄関から上がるわけですけれども、なかなか帰りもですね、膝の悪い人は上りよりも下りがきつかったですよ。それですから中にそういったことでもあつとですか。体育館、玄関から入って。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 玄関から入った部分には手摺り等は今のところございません。先程言われましたスロープにつきましては、今言いましたようにコミセン側の方のですね、水道の施設がありますけれどもあそこからですね、上るスロープがあるということでございます。

○議長（倉田 明君） せっかくの改修ですのでですね、私が言うのも何ですが、全面を緩やかなスロープにした方が一番いいんじゃないかということで、この前ちょうど神崎議員と大会のときも話しておったんですが、一部分だけのスロープじゃなくしてもう全面的にスロープにしたら、まあ駐車場の関係もあるんでしょうが、そういう話はした経緯があります。

いいですか神崎君。

○11番（神崎公顕君） はい。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第303号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第303号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議を全て終了しましたので、本日の会議をこれで閉じますが、先程、志岐漁港臨港道路のいわゆる2号橋の下部工事の件につきまして、農林水産課長より説明の申し出がっておりますので、発言を許します。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第300号で浜口議員の平和橋の河床高を考慮したかどうかとご質問がございました。それで確認いたしましたところ、設計業者が参考のために測定はしたということでした。ただ、今回の橋の建設に当たっては、新たに平和橋より下流域に架ける橋でございますので、設計潮位等については新たに余裕高等を十分に勘案して設計しているということをご理解をいただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（倉田 明君） これをもちまして、平成26年第27回荅北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後1時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員